

# 秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置要綱

〔平成28年6月2日〕  
市長決裁

(設置)

第1条 秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に係る効果検証等の実施にあたり、秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合戦略に係る事業の効果検証に関すること。
- (2) 総合戦略に係る指標の進捗管理に関すること。
- (3) その他総合戦略に係る効果検証等に必要な事項に関すること。

(組織および委員)

第3条 委員会は、会長および委員をもって組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱する。
- 3 委員の定数は、5名以内とする。
- 4 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、企画財政部人口減少・移住定住対策課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。